

「優生保護法問題解決に向けての政策について」回答一覧

	自由民主党	立憲民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	国民民主党	社会民主党	れいわ新選組
1	優生保護法被害者について除斥期間を適用しない旨の立法措置について	除斥期間の適用については、現在、係属している訴訟に関する事項であると承知しており、訴訟における司法の判断を注視してまいりたいと考えております。	除斥期間を適用しない立法措置の必要性の有無については、弁護団、当事者団体の皆さまのご指摘を踏まえながら、検討すべきであると考えます。	旧優生保護法に基づく不妊手術の強制は重大な人権侵害であり、被害者の高齢化が進んでいることから早期の救済が必要と判断し、旧優生保護法に基づき不妊手術を強制された方々に一時金を支給する議員立法の制定を推進しました。一方で、旧優生保護法に関する訴訟は現在も係属中であると認識しており、引き続き司法の判断を注視して参ります。	優生保護法は、国が強制的に生殖機能を失わせたり、子どもを持つことを許さなかった人たちをつくりだしました。自己決定権や幸福追求権を侵害する罪の重さからいえば、損害賠償を「期限切れ」などすることは許されません。除斥期間の適用をしない旨の立法措置をぜひ成立させたいと考えます。	平成31年4月、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律が成立し、安倍晋三首相がおわびの談話を発表しましたが、優生手術を含む障害者差別問題が全面的に解決したわけではありません。引き続き、この問題に誠実に向き合っていくことが国の責務と考えます。本法による制度で一時金の支給等の対象外となっている配偶者、中絶被害者等への支援拡大を求める意見が被害者団体や一部自治体の首長等から出ていますが、支援対象の範囲や認定方法など課題も少なくありません。さらなる支援のあり方については、国家賠償を求める裁判（係争中）の判決等を踏まえながら慎重に検討いたします。	現在、係争中の裁判について、地裁での判決を不服とし、いま特別な立法を行うことは、司法府の独立を侵すことになるのではないかと懸念があります。現時点で立法府が司法府に介入することとなる立法は難しいと考えます。なお、これまでの各地裁判が「除斥期間」によってすべて請求を棄却されたことは不当だと思います。東京地裁判決は、原告の受けた被害を「人生被害」と表現しています。人生に渡る被害であるのなら除斥期間は適用すべきではありません。また除斥期間は権利関係の速やかな確定を目的としていますが、圧倒的な権力をもつ被告（国）に対し、原告は何も知らされずに不妊手術を強制され、その後も事実を知る機会さえ奪われてきました。憲法に保障された権利と尊厳・名誉の回復を優先し除斥期間の適用は外すべきです。	賛成です。国は、優生保護法を母体保護法に改正した際も、優生手術の違憲性・不当性についても周知しておらず、「優生手術に対する謝罪を求める会」が1997年から国に謝罪と補償を求めたにもかかわらず、一切答えてきていません。そのため、騙されたか、強制的に優生手術を受けさせられた被害者は、被害自体を知る機会を奪われ、仙台の飯塚淳子さん（仮名）のように長い間被害を訴えても無視されてきました。そうした政治的不作為を考慮し、判決において「排斥期間」は排除すべきと考えます。
2	一時金の支給法の改正について							
①	国の責任の明確化と謝罪	国の責任を法律で明確化すること等の是非については、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」の前文で「我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする。」とされた経緯などを踏まえながら、今後検討すべきであると考えます。	一時金支給法の全文には、「我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする」と明記いたしました。この「我々は、それぞれの立場において」とあるのは、主に旧優生保護法を制定した国会、そして制定された法律を執行していた政府、これを特に念頭に置いていることが、衆議院厚生労働委員会において、立法者より明言されていると認識しております。	一時金支給法案の国会審議において、法の前文は謝罪の主体として「我々」と規定しており、その我々は「国会と政府を特に念頭に置くもの」と明確にされています。国会の責任の中には当然日本共産党も含まれており、優生思想に立ち向かう決意です。国の責任を明確化するために、支給法を改正して、被害者への謝罪を明記すべきです。	引き続き全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てされることなく、相互に人格、個性を尊重し合い、共生する社会の実現に向けて全力を尽くします。		一時金支給法の前文は「我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする。」と主語があいまいです。国の責任を明記すべきだと考えます。法改正と共に国は被害者と直接向き合い謝罪すべきです。	賛成です。一時金支給法の前文では、国が主体となつての反省と被害者への謝罪の表明が不明確です。国としての被害者への謝罪表明が、人権回復の第一歩と考えます。
②	被害を償うに足りる賠償・補償	支給額のあり方については、法律で320万円とされた経緯や、弁護団、当事者団体の皆さまのご指摘を踏まえながら、検討すべきであると考えます。	一時金の額は一律に320万円としていますが、この金額は、1999年、当時のスウェーデンにおける強制不妊手術を受けた者に対する補償金17.5万クローナを日本円の現在の価値に換算した金額を参考にしつつ総合的に判断したものです。スウェーデンの一時金の額を日本円に換算する場合はいくつかの方法がありますが、一時金の支給対象となる方の立場に立ち、金額が高くなる方法を参考にしています。具体的には、1999年当時の17.5万クローナをまずは購買力平価で当時の円に換算し、次に、消費者物価指数で現在の価値に換算すると312万円となりますが、この金額をもとに総合的に判断をして、320万円としたと理解しています。	320万円という一時金の額は、迅速に支給がおこなわれるよう、「対象をなるべく限定しない」「一律支給」ということで決定され、訴訟に加わっていても一時金が支給されることが確認されて、この額にとどまりました。しかし、優生保護法は憲法違反であり、交通事故などで生殖機能を失った場合の慰謝料などから考えれば、桁違いに額は低いものです。改めて償うに足りる賠償・補償額にしていくべきです。			一時金支給の額は被害者の人生被害を償う額とはまったく言えません。賠償・補償を目的とし額も引き上げる改正が必要だと考えます。この問題は今後の障害者政策や人権に関する「基準値」に関わるものであり重要です。	賛成です。320万円という一時金の額は、なるべく対象を広く、一時的に、かつ迅速に支給されることを想定してこの額（見舞金的取り扱い）となりました。しかし、優生保護法は憲法違反の法律であり、終生隔離を強いられたハンセン病療養所の元患者に対する補償金額ではいかになくとも、子どもを持つことを奪われた人生被害に見合う賠償・補償額にしていくべきと考えます。
③	対象者の拡充	対象者のあり方については、弁護団、当事者団体の皆さまのご指摘を踏まえながら、検討すべきであると考えます。	一時金支給法では、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方が請求をした後に亡くなり、その方が受け取るべき一時金がある場合、生計を同じくしていた配偶者等の方に一時金を支給することとされています。	「子どもをうみ育てたい」など、当然の願いを絶たれてしまったのは、手術被害にあった本人だけでなく、配偶者、遺族なども同じ被害者です。補償対象者を拡充すべきです。			人工妊婦中絶を強いられた女性、不妊手術を強制された被害者の配偶者なども、旧優生保護法の被害者であり、補償の対象を拡大する必要があると考えます。	賛成です。強制不妊手術を受けた方の多くは、そのことを配偶者にも言えず苦しんできました。配偶者は子どもができないことを自分の責任と思い悩んできました。人工妊婦中絶を強いられた当事者、手術を受けた当事者だけでなく、その配偶者も子どもを持つことを奪われた被害者であり、補償の対象とすべきと考えます。
④	請求期間の延長または撤廃	一時金支給法については、野党も含めた超党派議連での議論を踏まえて制定されたものです。政府において、法を適切に運用していただくことが重要であると考えております。	この一時金は、まだ多くの方々に御申請をいただけない状況にあるため、より多くの方々に受給していただけるように、一時金支給法等について丁寧に周知をしていく必要があると考えます。	被害を最近自覚した人や、被害者本人が自覚できないまま、親族などが事実を知っているということもある中で、請求に踏み切るまでに時間がかかる人もいます。法施行日から5年とした請求期限を撤廃し、何年かかってもすべての被害者等に補償をおこなうべきです。			本年4月末時点の集計では、請求は1049件うち認定899件でした。どちらの件数も低く、この問題の特殊性、難しさが出た結果となりました。請求期間の延長または撤廃を行うべきです。	賛成です。旧優生保護法下で強制的な不妊手術を受けた被害者は約2万5,000人とされています。しかし、2021年4月末現在、厚生労働省発表の申請件数は1,049件と被害者数の3.9%にとどまっており、厚労省が推計する1万2,000人から見ても、まだ厚労省調査が把握した少なくとも3,400人分の個人記録が残っていることから非常に少ないと言わざるを得ません。これは、親族に騙されて手術を受けさせられ、被害者本人が自覚できないままであることや、被害を自覚していても周囲への配慮や差別・偏見故に、請求に踏み切れない事情があると考えられます。請求期限を撤廃し、すべての被害者等に補償を行うべきと考えます。
⑤	優生思想に基づく偏見差別を解消するための施策	国が優生保護法被害者に対する偏見差別を解消するための施策を進めるべきです。国が施策を遂行する義務を法律で明文化することの是非については、弁護団、当事者団体の皆さまのご指摘を踏まえながら、検討すべきであると考えます。	偏見差別の解消は重要な課題です。一時金支給法の前文では、「今後、これらの方々への名誉と尊厳を重んずるとともに、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔たれることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、努力を尽くす決意を新たにするとともに、ここに、国がこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、この法律を制定する」としています。	優生思想は絶えず私たちのまわりであり、向き合うことが必要であることから、被害者に対し、偏見差別を解消するための施策を遂行する義務を、法に明文化すべきです。			国の責任を明確にし被害者に対する偏見差別の解消を盛り込む法改正が必要と考えます。一時金支給法が成立した2019年に「ハンセン病元患者家族補償法」も超党派の議員立法で提出され成立しました。その法律では、国会・政府の反省、おわび、「偏見」と差別を国民と共に根絶する決意」が明記されています。その根拠となったのは、1990年代の政権交代により政治が活性化し人権重視の観点から「らい予防法」が廃止されたこと、2000年代に入ってハンセン病元患者の違憲国賠訴訟の勝利、元患者への補償金支給法や療養所退所者への支援事業、国が設置した検証会議（第三者機関）による調査検証と最終報告、「ハンセン病問題の解決促進法」などです。当事者の訴えと運動、支援の広がり、世論形成、そして政治のあり方がいかに大切かを痛感しています。一時金法の抜本的な改正、偏見差別を解消する施策は、こうした有機的なつながり、そして世論を高め、裁判の成果を上げる中で実現できると考えます。	賛成です。本来、優生保護法を廃止し、母体保護法に改正する際、なぜ優生事項を廃止する必要があるのか、国は過去の優生施策を反省し、差別偏見を取り除く必要を明記すべきでした。ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団と国の間で結ばれた和解文書では、国の政策が差別偏見を助長してきた責任を明記し、元患者の権利回復のための措置を講じることを明確化し、補償法につながりました。優生保護法被害者に対する一時金支給法においても、偏見差別を解消するために国が責任をもって施策を進めることを明記した法改正が必要と考えます。

3	一時金の支給法に基づく施策の充実								
①	被害者への情報周知と一時金支給の徹底	<p>一時金の支給対象者が確実に請求を行うことができるよう、様々な機会を捉えて積極的に周知広報を行うことが重要と考えております。</p> <p>これまでも政府において、ホームページ・SNS等を活用した周知、障害者関係団体と連携した周知・広報、障害特性に配慮した手話・字幕付き動画、点字版リーフレット等を作成、配布などにより制度の周知に取り組まれてきたと承知しております。引き続き、障害者関係団体などにも協力をいただきながら、積極的な周知広報につとめ、一時金の着実な支給に全力を尽くす必要があると考えております。</p>	<p>地方自治体と連携し、一時金支給の対象者への周知に取り組むべきです。また、法律の21条に基づく調査を徹底すべきです。</p>	<p>一時金支給法では、一時金の支給手続き等についての周知、相談支援に関し、「国及び地方公共団体は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けたものに対し一時金の支給手続き等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずるものとする」、「国及び都道府県は、一時金の支給を受けようとする者に対する相談支援その他請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする」、「前二項の措置を講ずるに当たっては、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が障害者であることを踏まえ、障害者支援施設、障害者の支援に関する活動を行う団体その他の関係者の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮するものとする」と定められています。また、多くの方に御申請をいただけない状況にあるため、より多くの方々に受給していただけるように、一時金支給法等について丁寧に周知をしていく必要があると考えます。</p>	<p>被害者への周知は充分と言えない状況にあり、被害者の高齢化がすすんでいる中で、個別通知を行うなど早急な対応が必要です。自治体の一時金の相談窓口を、合理的配慮をおこなって手話通訳などさまざまな障害に対応できるようにすべきです。</p>			<p>旧優生保護法の事務は国が知事に委任していました。その責任を考えるならば、国が各都道府県に情報の周知と一時金支給を徹底させるべきだと考えます。被害者は高齢であり急ぐ必要があります。</p>	<p>多くの被害者が高齢で、障害をもつ方であることを考慮すると、申請主義では被害当事者にとってハードルが高いと考えます。そのためプライバシーに配慮した形で被害が認定された方に個別通知を行うなどの方法の検討も必要と考えます。</p> <p>情報周知の在り方でも、ネット環境に弱い高齢者に対しては自治体のHPで広報するだけでなく、TV、活字媒体などでの広報も含め、周知徹底をはかるべきです。相談窓口での高齢、障害に応じた合理的配慮の徹底も必要です。</p>
②	法21条による調査の徹底・充実	<p>法第21条に基づく調査については、障害等を理由として不妊手術等を受けることを強いらられるような事態を二度と繰り返すことのないよう、現在、衆議院と参議院、また国会図書館とで連携協力しながら、適宜適切に調査を実施しているものと承知しております。</p>		<p>一時金支給法の第21条では、「国は、特定の疾病や障害を有すること等を理由として生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを強いらられるような事態を二度と繰り返すことのないよう、全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に資する観点から、「旧優生保護法に基づく優生手術等に関する調査その他の措置を講ずるものとする」と定められており、衆参両院の厚生労働委員長が2020年6月17日、国会の調査室に指示し、現在、調査が行われています。その結果を注視していきます。</p>	<p>法の制定過程を検証し、関係する自治体・医療・福祉分野などがどんな風に施策遂行にかかわったのか、真相を究明すべきです。また、1996年に母体保護法が変わるときに、なぜ国会がまともな審議もなく終わらせてしまったのかなどを徹底検証し、訴訟に立ち上がった人や被害者からの聞き取りを反映させた調査にすべきです。</p>		<p>現在、調査は、衆参両院の厚生労働調査室と国会図書館の協力で行われています。調査の指揮系統を整えて調査の速度を上げ、深める必要があります。被害者や関係者らは高齢であり聞き取り調査も急ぐべきです。</p>	<p>2の⑤でも書きましたが、1996年に母体保護法に改正する際、国は過去の優生施策を検証すべきでした。現在、衆参両院の厚生労働調査室と国会図書館の協力で行われていますが、優生手術の審査に関わった関係機関だけでなく、地域社会でどのようにこの政策が受け入れられ、遂行されていたのか、被害当事者、関係者からの聞き取りも含め、幅広い調査にすべきと考えます。</p>	
④	優生思想および障害者に対する偏見差別の解消に向けた施策および立法措置の実施	<p>法第22条の規定の趣旨を踏まえて、積極的な周知広報につとめ、一時金の着実な支給に全力を尽くす必要があると考えております。</p>	<p>優生思想の問題点や社会の多様性の重要性について、啓発を進めるべきです。立法措置の必要性については、啓発や教育の実施状況を踏まえて検討すべきであると考えます。</p>	<p>一時金支給法の第22条には、「国は、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得よう努めるものとする」と定めています。</p> <p>また、「障害者差別解消法」の第15条では、「国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする」と定めています。</p> <p>さらに、平成30年3月に閣議決定された「第4次障害者基本計画」では、「命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障害のある者と障害のない者が、お互いに、障害の有無にとらわれることなく、支え合いながら社会の中で共に暮らしていくことが日常となるように、国民の理解促進に努めることとしており、本基本計画の実施を通じて実現を目指す「共生社会」の理念や、いわゆる「社会モデル」の考え方について、必要な広報啓発を推進することとしています。</p>	<p>謝罪広告やポスターの掲示、インターネットの活用などあらゆる手段で、優生保護法被害者に謝罪し、子どもたちの教育の中でわかりやすく真相を伝えることを立法措置すべきです。</p>		<p>障害者差別解消法が2016年に施行され、本年はじめて改正されました。強制不妊手術は戦後最大級の障害者差別です。同法を所管する内閣府においてもこの課題を取り上げ、優生思想、障害者への偏見差別を根絶するための施策の強化、さらなる改正を行うよう働きかけていきます。</p>	<p>はい。</p> <p>れいわ新選組は、24時間介助を必要とする重度障害者と24時間介助と医療的ケアが必要なALS患者の参議院議員を擁する政党として「誰もが生きたいと思える社会」を目指し、障害者差別、いじめの選別、優生思想と対峙してきました。</p> <p>国が積極的に、優生保護法被害者に対する尊敬の回復、障害者差別をなくす取組を当事者参画の下に行うよう、働きかけていきます。</p>	
5	真相究明・再発防止のための施策の実施	<p>法第21条の規定に基づき、衆議院と参議院、また国会図書館とで連携協力しながら、適宜適切に調査を実施しているものと承知しております。</p>	<p>強制不妊手術が進められた背景・原因を検証すべきです。検証にあたっては、第三者機関が行うことが望ましいと考えます。</p>	<p>旧優生保護法に基づく優生手術等に関する調査は、衆参両院の厚生労働委員長の指示により、現在、国会の調査室において行われているところです。</p>	<p>第三者機関による優生政策の真相究明は、現代の優生思想をとらえ、考える上でも大事な役割を果たすはずで、そういう役割をもたせられるよう、幅広い委員構成によって第三者機関の独立性を保障すべきです。</p>		<p>優生政策の真相究明、再発防止のために、第三者機関による検証は不可欠だと考えます。「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟」などで検討するよう働きかけていきます。</p>	<p>はい。</p> <p>優生保護法は母体保護法に改正されましたが、かつての国家(法制度)による強制としてのハードな優生思想ではなく、個人の自己決定・選択という形で現れるソフトな優生思想が蔓延しています。国による検証・調査活動と並行して、今まで優生保護法による被害者の支援に取り組んでこられた研究者、法律関係者、当事者団体などを含めた幅広い層による独立した第三者機関による優生政策の真相究明は、新しい優生思想を捉え対峙する上で重要と考えます。</p>	
6	継続的な協議の場の設置	<p>これまでも関係者の方々からの御意見を伺い、一時金支給法の議論等を行ってきたところであり、今後も、関係者の方々の御意見を踏まえつつ、誠実に対応してまいりたいと考えております。</p>	<p>弁護団、当事者団体の皆さまのご意見を真摯に受け止めながら、優生保護法問題の解決に向けた諸課題に取り組んでいきたいと考えています。</p>	<p>一時金支給法については、与党としてワーキングチームを設置して議論を重ね、実現することができたと認識しています。その際、公明党内においては常設の「厚生労働部会」において法案審査を行いました。また、障がい者施設については、公明党として、政務調査会のもとに常設の「障がい者福祉委員会」を設置しています。</p>	<p>国の具体的などりくみを促進するために、継続的な協議の場をぜひ設けるべきです。障害者自立支援法違憲訴訟団は、国と「和解」後、毎年のように厚労省と協議をおこなっています。障害者施策の進捗状況を検証する貴重な場となっています。そうしたりくみを参考に、絶えず国の姿勢を問い続けていくことは重要です。</p>		<p>弁護団、当事者団体、議員、関連省庁との協議の場は重要です。「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟」などで検討するよう働きかけていきます。</p>	<p>旧優生保護法による被害が長引き、解決が遅れたことに対する立法府の責任は大きいと考えます。優生保護法問題の解決に向けた諸課題について、「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟」などの場で、弁護団および当事者団体との継続的な協議は必要と考えます。</p>	